

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に係る保険料賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、介護保険に係る保険料賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>介護保険に係る保険料賦課事務</p>
②事務の概要	<p>介護保険制度は、加齢による病気等で介護状態となり、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等が必要な人に対して、保険医療サービス・福祉サービス(以下この評価書において「介護保険サービス」という。)を提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき平成12年に創設された社会保険制度である。</p> <p>介護保険制度は、介護保険法に基づき、市町村を保険者として運営し、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者、65歳以上の者を第1号被保険者とし、第1号被保険者(以下この評価書において特に表記する場合を除き単に「被保険者」という。)からは所得に応じた保険料を賦課する必要がある。したがって、被保険者及び当該被保険者の属する世帯の世帯員(以下、この評価書において特に表記する場合を除き単に「世帯員」という)について、把握した所得情報を算定基礎として保険料額を算定し賦課・決定した保険料額を管理するとともに、保険料額決定通知書又は保険料額通知書を作成して被保険者に通知する。</p> <p>また被保険者は特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)の方法により保険料を納める。</p> <p>更に保険料を納めることが困難であると認められる場合には、保険料の減免を行う。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務において利用する。</p> <p>○所得状況の把握 被保険者及び世帯員について、以下のとおり当該年度の所得状況等を把握する。 (1) 被保険者及び世帯員の所得情報について、市民税システムから提供された所得情報を個別に記録・管理し、年度途中で所得情報が変更された場合には変更後の所得情報を記録し管理する。 (2) 他市町村から転入してきた被保険者及び世帯員について、転入元市(区)町村税部門へ所得情報を照会する。回答により把握した所得情報は個別に記録・管理する。 (3) 被保険者及び世帯員の所得状況が不明の場合には、所得状況の調査等を行い把握した所得状況等をオンライン入力により記録し管理する。</p> <p>○保険料額の算定 (1) 把握した被保険者及び世帯員の所得情報を算定基礎として、課税状況及び所得金額に応じて当該被保険者の保険料額を算定し、年額保険料及び期別保険料額を記録して保険料額決定通知書を作成し被保険者に通知する。 (2) 課税状況、所得金額等又は資格情報の変更により決定した保険料額に変更が生じた場合には、保険料異動処理により算定した変更後の年額保険料及び期別保険料額を最新履歴として追加し、当該変更分の保険料額通知書を作成して被保険者に通知する。</p> <p>○特別徴収事務 (1) 年金保険者から提供された年金情報から特別徴収被保険者を把握し、当該被保険者に賦課されている保険料額について年金保険者に特別徴収を依頼する(本徴収及び仮徴収追加分)。 (2) 保険料額の減額異動等により特別徴収を停止する被保険者を把握し、当該被保険者の特別徴収の停止を年金保険者に依頼する。被保険者又は年金保険者の都合により送付された特別徴収の停止情報により、当該被保険者の徴収方法を普通徴収に変更する。</p> <p>○普通徴収事務(納付手段の作成) 賦課決定又は変更された保険料額の内、普通徴収(特別徴収以外)により徴収すべき保険料又は特別徴収停止により普通徴収により徴収することとなった保険料について、口座振替納付及び納付書納付の納付区分別に請求分保険料を把握し、口座振替請求情報及び保険料納付書を作成する。</p> <p>○保険料の減免 火事、災害等を被災した場合や急激な収入の減少等の条件に該当したとき、オンラインからの減免入力により賦課した保険料額を減額又は免除する。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 該当なし</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム1(賦課マスタ)、介護保険システム1(介護税情報マスタ)、介護保険システム1(徴収マスタ)、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム及び介護保険システム1(資格マスタ)</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険システム1(賦課マスタ) (2)介護保険システム1(介護税情報マスタ) (3)介護保険システム1(徴収マスタ) (4)統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)、第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	○情報提供ネットワークシステムによる情報提供 該当なし ○情報提供ネットワークシステムによる情報照会 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第18号イ～ニ、第19号イ、ロ及びハ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市役所 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護保険課 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-4253
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条(利用範囲)及び第19条(特定個人情報の提供の制限)で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーを使用した情報提供事務 番号法第22条(特定個人情報の提供)による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。	○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 該当なし	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(2)番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項の主務省令で定める事務を定める命令第50条第11号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(2)に追加	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条第13号(介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務)、第14号(介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二の26項(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)、61項(老人福祉法による福祉の措置に関する事務)、87項(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)、94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)及び95項(介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務)	○情報提供ネットワークシステムによる情報提供 該当なし	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第6号イ～ニ、第7号イ、ロ及びハ	○情報提供ネットワークシステムによる情報照会 (1)番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二 94項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第47条第1項第18号イ～ニ、第19号イ、ロ及びハ	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 佐藤 泰輔	介護保険課長	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉 区和泉町4636-2 045-800-2335	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉 区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	